

第六十二回国会 大蔵委員會議録第一号

本国会召集日(昭和四十四年十一月二十九日)(土曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

- 委員長 田中 正巳君
理事 金子 一平君
理事 倉成 正君
理事 毛利 松平君
理事 山下 元利君
理事 渡辺美智雄君
理事 只松 祐治君
理事 村山 喜一君
理事 竹本 孫一君
理事 伊藤宗一郎君
理事 大村 豊治君
理事 奥野 誠亮君
理事 木野 晴夫君
理事 河野 洋平君
理事 笹山茂太郎君
理事 正啓次郎君
理事 田村 元君
理事 地崎宇三郎君
理事 辻 寛一君
理事 中村 寅太君
理事 西岡 武夫君
理事 坊 秀男君
理事 本名 武君
理事 村上信二郎君
理事 山中 貞則君
理事 吉田 重延君
理事 阿部 助哉君
理事 井手 以誠君
理事 久保田鶴松君
理事 小松 幹君
理事 佐藤觀次郎君
理事 多賀谷眞稔君
理事 中嶋 英夫君
理事 平林 剛君
理事 広沢 賢一君
理事 広瀬 秀吉君
理事 春日 一幸君
理事 河村 勝君
理事 田中 昭二君
理事 伏木 和雄君

昭和四十四年十二月一日(月曜日)

午後零時四分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

- 理事 金子 一平君
理事 倉成 正君
理事 毛利 松平君
理事 山下 元利君
理事 渡辺美智雄君
理事 村山 喜一君
理事 大村 豊治君
理事 木野 晴夫君
理事 笹山茂太郎君
理事 正啓次郎君
理事 田村 元君
理事 地崎宇三郎君

- 井手 以誠君
久保田鶴松君
広沢 賢一君
広瀬 秀吉君
春日 一幸君
河村 勝君
田中 昭二君
広沢 直樹君

- 出席政府委員
大蔵政務次官 上村千一郎君
運輸政務次官 村山 達雄君
委員外の出席者
専門員 抜井 光三君

十二月一日

委員伏木和雄君辞任につき、その補欠として広沢直樹君が議長の指名で委員に選任された。

十二月一日

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
国税通則法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)
昭和四十二年度及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

本日の會議に付した案件

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
昭和四十二年度及び昭和四十三年度における公

共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

○田中委員長 これより會議を開きます。

本日付託になりました内閣提出の昭和四十二年及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、及び昭和四十二年及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正)
第一条 昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

三年度及び昭和四十四年度に改める。
第一条第四項中「同年十月分以後」を「同年十月分から昭和四十四年九月分まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第一条の二 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十四年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の二の仮定俸給(同条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金)については、同条第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の三の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。
2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十四年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に満たない場合は、この限りでない。
一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 九万六千円
二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 四万八千円
3 前条第六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
4 第一項又は第二項の規定により年金額を改定された年金のうち、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当するもの(旧法の規定による遺族年金に相当する年金のうち妻、

子又は孫に係るものを除く。)で六十五歳未満の者に係るものについては、昭和四十四年十一月三十日までに六十五歳に達した場合には、その達した日の属する月分)までは、改定年金額と従前の年金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。この場合においては、前条第四項後段の規定を準用する。

第二条第二項中「前条第六項」を「第一条第六項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「第一条第二項」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「第一条第四項」に改め、同条第五項中「以下この項」の下に「及び次条第四項」を加え、同条第六項中「前条第二項」を「第一条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十四年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の二(仮定俸給)(同条第四項又は同条第六項)において準用する第一条第六項の規定により前条第四項において読み替えられた同条第三項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の三の仮定俸給を俸給とみなし、同条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の三」と読み替へるものとする。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十四年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の三に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級

又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額)

二 殉職年金 十三万五千円

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の六に相当する金額

3 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族(戦傷病者戦没者遺族等援護法第八條第二項に規定する扶養親族(夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母にあつては、同項各号の条件に該当するものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)があるときは、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については一万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち一人については、七千二百円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

4 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、第二項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 七千円

二 扶養遺族が二人以上である場合 一万七千円

5 第一条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条第三項中「前条第二項」を「第二条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 第一条の二の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金(同条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の二の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金(同条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「次条において」を「第五条において」に、「次条第一項」を「第五条」に改め、同条第三項中「同年十月分以後」を「同年十月分

から昭和四十四年九月分まで」に改め、同条第五項中「次条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十四年十月分以後、その額を同条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・一」とあるのは「一・四四八」と、同項第二号中「仮定俸給年額」とあるのは「額で恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十八号)附則別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げるものに対応するこれらの表の下欄に掲げる額で、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第

号)附則別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げるものに対応するこれらの表の下欄に掲げる仮定俸給年額」と、同項第三号中「仮定俸給」とあるのは「額で別表第一の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる額で、別表第一の三の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給」と読み替へるものとする。

2 第一条第六項及び第一条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第一項又は前項において準用する第一条の二第二項の規定により年金額を改定された年金のうち、退職年金又は遺族年金(妻、子又は孫に係るものを除く。)で六十五歳未満の者に係るものについては、昭和四十四年十二月十日までに六十五歳に達した場合には、その達した日の属する月分)までは、改定年金額のうちその計算の基礎となつた恩給公務員期間又は旧長期組合員期間に対応する部分の金額と従前の年金額のうちその計算の基礎となつた恩給公務員期間又は旧長期組合員期間に対応する部分の金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。この場合にお

いては、第一条第四項後段の規定を準用する。

4 前三項の規定は、前条第六項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第七項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける年金の額の改定及び第二項又は第三項(前項において準用する場合を含む。)の規定の適用について準用する。

第五条第一項中「次項」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第二項中「前条第二項後段」を「第四条第二項後段」に改め、同条第三項中「次項」の下に「及び次条第二項」を加え、同条第五項中「前条第三項」を「第四条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の二 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四十四年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を前条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、第四条の二第一項後段の規定を準用する。

2 前項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の簡視等の年金で昭和四十四年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

3 第四条の二第二項、第三項及び第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第七条中「第五条まで」を「第五条の二までに」、「第三条」を「第三条の二」に、「第四条及び第五条」を「第四条から第五条の二まで」に改める。別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三

別表第一の二の仮定俸給	仮定俸給
一〇、三二〇円	二二、四五〇円
一〇、六〇〇	二二、七九〇
一〇、八五〇	二三、〇九〇
一一、二〇〇	二三、五二〇
一一、四一〇	二三、七七〇
一一、八一〇	二四、二五〇
一二、三八〇	二四、九四〇
一二、九八〇	二五、六七〇
一三、五七〇	二六、三八〇
一四、一八〇	二七、一一〇
一四、七七〇	二七、八三〇
一五、三七〇	二八、五五〇
一五、七六〇	二九、〇二〇
一六、一四〇	二九、四八〇
一六、五八〇	三〇、〇一〇
一七、二一〇	三〇、七七〇
一七、七四〇	三一、四一〇
一八、二五〇	三二、〇三〇
一八、八六〇	三二、七六〇
一九、四八〇	三三、五一〇
二〇、一五〇	三四、三二〇
二〇、八三〇	三五、一三〇
二一、六八〇	二六、一六〇
二二、二〇〇	二六、七九〇
二二、九〇〇	二七、六三〇

二三、五七〇	二八、四四〇
二四、九二〇	三〇、〇七〇
二五、二七〇	三〇、四九〇
二六、二九〇	三一、七三〇
二七、六六〇	三三、三八〇
二九、一七〇	三五、二〇〇
二九、九四〇	三六、一三〇
三〇、六七〇	三七、〇一〇
三一、七三〇	三八、二九〇
三二、三四〇	三九、〇三〇
三四、一四〇	四一、一九〇
三五、〇三〇	四二、二七〇
三五、九五〇	四三、三八〇
三七、七五〇	四五、五五〇
三九、五六〇	四七、七三〇
四〇、〇三〇	四八、三〇〇
四一、五二〇	五〇、一〇〇
四三、六四〇	五一、六六〇
四五、七四〇	五五、一九〇
四七、〇四〇	五六、七六〇
四八、三一〇	五八、二九〇
五〇、八七〇	六一、三八〇
五三、四四〇	六四、四八〇
五三、九五〇	六五、一〇〇
五五、九九〇	六七、五六〇
五八、五六〇	七〇、六六〇
六一、一三〇	七三、七七〇
六三、六八〇	七六、八四〇

六五、二九〇	七八、七八〇
六七、〇一〇	八〇、八六〇
七〇、三三〇	八四、八五〇
七三、六六〇	八八、八八〇
七五、三四〇	八〇、九一〇
七六、九七〇	九二、八八〇
八〇、二八〇	九六、八八〇
八一、八〇〇	九八、七一〇
八三、六〇〇	一〇〇、八八〇
八六、九二〇	一〇四、八八〇
九〇、五三〇	一〇九、二四〇
九二、三九〇	一一一、四八〇
九四、一五〇	一一三、六一〇
九六、〇〇〇	一一五、八四〇
九七、七八〇	一一七、九九〇
一〇一、三九〇	一二二、三四〇
一〇五、〇〇〇	一二六、七〇〇
一〇六、七八〇	一二八、八五〇
一〇八、六二〇	一三一、〇七〇

備考

年金額の算定の基礎となつて別表第一の二の仮定俸給の額が一〇、三三〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に二二〇分の一四四・八を乗じて得た金額（二〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の二の次に次の一表を加える。

別表第三の三

別表第一の三の下欄に掲げる仮定俸給	率
七六、八四〇円以上のもの	一一・六割

七〇、六六〇円をこえ七六、八四〇円未満のもの	一一・三割
六七、五六〇円をこえ七〇、六六〇円以下のもの	一一・〇割
六五、一〇〇円をこえ六七、五六〇円以下のもの	一一・二割
四五、五五〇円をこえ六五、一〇〇円以下のもの	一一・四割
四三、三八〇円をこえ四五、五五〇円以下のもの	一一・九割
三九、〇三〇円をこえ四三、三八〇円以下のもの	一二・五割
三一、七三〇円をこえ三九、〇三〇円以下のもの	一二・二割
三〇、四九〇円をこえ三一、七三〇円以下のもの	一二・七割
二八、四四〇円をこえ三〇、四九〇円以下のもの	一二・一割
二七、六三〇円をこえ二八、四四〇円以下のもの	一二・二割
二六、七九〇円をこえ二七、六三〇円以下のもの	一二・五割
二三、五一〇円をこえ二六、七九〇円以下のもの	一二・九割
二〇、七七〇円をこえ二三、五一〇円以下のもの	一二・三割
二〇、〇一〇円をこえ二〇、七七〇円以下のもの	一二・〇割
一九、四八〇円をこえ二〇、〇一〇円以下のもの	一二・九割
一九、〇二〇円をこえ一九、四八〇円以下のもの	一三・〇割
一八、五五〇円をこえ一九、〇二〇円以下のもの	一三・〇割
一七、八三〇円をこえ一八、五五〇円以下のもの	一三・三割
一七、一一〇円をこえ一七、八三〇円以下のもの	一三・三割
一七、一一〇円以下のもの	一三・九割

別表第四の二の次に次の一表を加える。

別表第四の三

障 害 の 等 級	年 金 額
一 級	四三六、〇〇〇円
二 級	三五三、〇〇〇円
三 級	二八三、〇〇〇円

四	級	二一四、〇〇〇円
五	級	一六六、〇〇〇円
六	級	一二六、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二一四、〇〇〇円」と、「三二一、〇〇〇円」とあるのは「二四八、五〇〇円」と読み替えるものとする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第百条第三項中「十一万円」を「十五万円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の二」を「第四十八条の三」に改める。

第二条第一項第十一号及び第十二号中「増加恩給に併給されるものを除く。」を削る。

第五条第二項第一号中「増加恩給等、傷病年金、傷病賜金又は公務扶助料」を「増加恩給、傷病年金又は傷病賜金」に改め、同項第二号中「(前号に掲げるものを除く。)」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第七条第一項第一号中ロ及びハを削り、ニをロとし、同項第五号中「以下第九条」を「次号及び第九条」に改め、同項に次の一号を加える。

第一類第五号 大蔵委員会議録第一号 昭和四十四年十二月一日

六 法律第五十五号附則第四十二条第一項

又は第四十三条に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者(当該外国政府又は法人に勤務する前の在職年が普通恩給についての最短期間を超えていた者)を除く。その後引き続き勤務し、施行日の前日まで引き続き職員となり、施行日の前日まで引き続き職員であったもの当該外国政府又は法人に勤務していた期間で同年同月同日まで引き続きしているもの(恩給公務員期間及び第二号から前号までの期間を除く。)

第八条第二項中「施行日の前日に恩給公務員でなかつたもの」及び「及び旧軍人等の普通恩給」を削り、「有することとなるとき」の下に「(前項の規定の適用により退職年金を受ける権利を有することとなるときを除く。)」を加える。

第九条第四号中「第四十三条第一項」を「第四十三条」に改め、「恩給公務員期間」の下に「及び第七号第一項第六号の期間を加える。」

第十条の見出し中「普通恩給等」を「普通恩給」に改め、同条第一項中「又は旧軍人等の普通恩給」を削る。

第十一条第一項第三号中「及び第七号第一項第五号」を「並びに第七号第一項第五号及び第六号」に改める。

六号」に改める。

第十三条第三項中「前二項」を「前項」に、「退職年金の額が」を「退職年金の額で第一項の規定に該当しないものが、」に、「第三十二条の二」を「第三十二条の三」に、「合算額」より少ないときは、その「を」合算額とする。以下この項において「普通恩給等の額」というに施行日以後の組合員期間の年数一年につき新法の俸給年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、当該普通恩給等の額が第一項に規定する金額より少ない場合に限り、同項に規定する金額に達するまで、当該普通恩給等の額に施行日以後の組合員期間の年数一年につき新法の俸給年額の百分の一・五に相当する額を加えた額を前二項の規定により算定した退職年金の額が普通恩給等の額より少ないときは、当該普通恩給等の額」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前項に規定する施行日の前日においてその更新組合員が受ける権利を有していた普通恩給又は旧法の規定による退職年金には、その者が恩給法又は旧法の規定の適用につき同日において退職したとみなした場合に受ける権利を有することとなる普通恩給又は旧法の規定による退職年金を含むものとする。

5 恩給の年額又は旧法の規定による退職年金の額が改定された場合における第三項に規定する普通恩給の年額又は旧法の規定による退職年金の額は、第五条第二項本文又は第六条第三項の更新組合員が受ける権利を有することとなる普通恩給又は旧法の規定による退職年金につき、当該恩給の年額又は当該退職年金の額の改定に関する法令の規定の例により改定した額とする。

第十四条の見出し中「普通恩給等」を「普通恩給」に改め、同条中「又は旧軍人等の普通恩給」を削る。

第十五条第一項第二号を次のように改める。
二 第十三条第三項の規定の適用によりその額を定められた退職年金 同項に規定する普通恩給等の額(同項に規定する普通恩給に係るものに限る。)に相当する金額
第十五条第一項第三号中「又は旧軍人等の普通恩給」を削り、同条第二項及び第三項中「二十二万円」を「二十四万円」に、「百万円」を「二十万円」に改める。
第十六条第一号中「第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第二号を次のように改める。
二 第十三条第三項の規定の適用によりその額を定められた退職年金 同項に規定する普通恩給等の額(同項に規定する旧法の規定による退職年金に係るものに限る。)に相当する金額
第二十条中「及び増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はその遺族が第四十条第一項又は第二項の規定による申出をした場合」を削る。
第二十二條第一項第三号中「及び第七号第一項第五号」を「並びに第七号第一項第五号及び第六号」に改める。
第二十七條中「及び増加恩給等を受ける権利を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者で第四十条第一項又は第二項の規定による申出のあつたものが当該公務傷病により死亡した場合」を削る。
第三十二條の二中「前二条」を「第三十一条の二又は第三十二条」に改め、同条を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。
(増加恩給の受給権者等に係る特例)
第三十二條の二 次の各号の一に該当する場合における遺族年金の額は、新法第八十八條及び前二条の規定にかかわらず、これらの規定による額及び公務扶助料又は恩給法第七十五条第一項第三号の規定による扶助料の額の算

定方法を参酌して政令で定める額とする。

一 更新組合員又は更新組合員であつた者で増加恩給を受ける権利を有するものが死亡したとき。

二 更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合において、第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば公務扶助料又は恩給法第七十五條第一項第三号の規定による扶助料を受ける権利が生ずることとなるとき。

第三十三條中「九万九千三百五十八円」を「十一万四千二百円」に改め、「四千八百円」の下に「(そのうち一人については、七千二百円)」を加える。

第三十八條第一項中「退職の時」を「施行日の前日」に改め、同條第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項及び第八條第二項又は第十條第一項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金又は減額退職年金でその時までに支給すべきものは、支給しないものとする。

3 第一項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者につき、同項及び第八條第二項又は第十條第一項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を支給する場合において、その者が退職一時金の支給を受けた者であるときは、当該退職一時金の額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第三十九條の見出し中「増加恩給等」を「増加恩給に改め、同條第一項中「増加恩給等」を「増加恩給」に、「退職の時」を「施行日の前日」に改め、同條第二項本文中「減額退職年金又は退職一時金」を「又は減額退職年金」に改め、同項

ただし書を次のように改め、同條第三項を削る。

ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組合員であつた者が同項の規定の適用により新法第八十條の規定の適用を受けることとなつた場合において、その者がその時までに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が同條第二項第一号に掲げる金額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

第四十一條第一項中、「第二十條」及び「第二十七條」を削り、「第二号に掲げる者にあつては」の下に「第七條第一項第六号及び」を加え、同條第二項中「第一項、第二項、第四項及び第五項」を削り、「第八條」の下に「第一項」を加え、「第三十六條第一項並びに前條第一項」を「及び第四項並びに第三十六條第一項」に改め、「第五條第三項中「施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員」とあるのは「第四十一條第一項の規定の適用を受ける組合員」と、「施行日以後」とあるのは「当該組合員となつた日以後」と」を削る。

第四十一條の二第三項中「第三十二條の二」を「第三十二條の三」に改める。

第四十四條第二項第二号中「又は前項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 衛視等であつた期間が十五年未満である恩給更新組合員が退職した場合において、第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば、警察監獄職員の普通恩給を受ける権利を有することとなる(前項の規定の適用により退職年金を受ける権利を有することとなるときを除く)は、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

第四十五條第一項中「前條第一項」の下に「若

しくは第二項」を加える。

第四十五條の三第三項を次のように改める。

3 前二條及び前項の規定により算定した退職年金の額で第一項の規定に該当しないものが、施行日の前日においてその恩給更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の年額に施行日以後の衛視等であつた期間の年数一年につき衛視等の俸給年額の百分の一・五(その恩給更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の基礎となつた期間の年数と合算して二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一。以下この項において同じ)に相当する額を加えた額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の年額が第一項に規定する金額より少ない場合に限り、同項に規定する金額に達するまで、当該警察監獄職員の普通恩給の年額に施行日以後の衛視等であつた期間の年数一年につき衛視等の俸給年額の百分の一・五に相当する額を加えた額を前二條の退職年金の額とし、前二條及び前二項の規定により算定した退職年金の額が当該警察監獄職員の普通恩給の年額より少ないときは、当該警察監獄職員の普通恩給の年額を前二條の退職年金の額とする。

第四十五條の三に次の一項を加える。

4 第十三條第四項及び第五項の規定は、前項に規定する施行日の前日においてその恩給更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給について準用する。

第四十五條の四中「第四十四條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「普通恩給の年額又はこれと旧法の規定による退職年金の額との合算額」を「普通恩給等の額(同項に規定する普通恩給に係るものに限る。)」に改める。

第四十五條の五中「第四十四條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四十六條第一項中「第四十四條第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第四十七條第一項中「第四十四條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四十七條の二第二項中「第三十二條の二」を「第三十二條の三」に改め、同條の次に次の一項を加える。

(衛視等の特例による遺族年金の額に關する経過措置)

第四十七條の三 衛視等である恩給更新組合員又は当該恩給更新組合員であつた者が第三十二條の二各号の一に該当する場合における遺族年金の額については、同條の規定の例による。

第四十八條の二中「昭和三十四年九月三十日」を「施行日」に、「第四十八條の二」を「第四十八條の三」に改め、第八章第二節中同條を第四十八條の三とし、第四十八條の次に次の一項を加える。

(退職後に増加恩給等の受給者となる衛視等の特例)

第四十八條の二 衛視等である恩給更新組合員であつた者が第三十八條第一項の規定に該当することとなつた場合における同條第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「第八條第二項」とあるのは、「第四十四條第二項」とする。

第五十一條第三項中「及び第十三條第三項」を「並びに第十三條第三項及び第四項」に改める。

第五十一條の二第三項中「第五号又は」を「第五号若しくは第六号又は」に、「第五号の」を「第五号又は第六号の」に改め、同條第四項第三号中「第四十三條第一項」を「第四十三條」に改め、同條第五項第一号中「増加恩給と併給される普通恩給を除く。」を削り、同條第七項中「第十四條」及び「第七十一條、第九十三條及び第百十四條」を削る。

第五十一條の三第二項中「昭和三十四年九月三十日」を「施行日の前日」に改める。

第五十三條第二号中「第三十八條第二項」

を削る。
第五十四条中「第六条第一項本文又は第四十條第一項」を「又は第六條第一項本文」に改める。

別表中「三八九、四〇〇円」を「四二〇、一〇〇円」に、「二五九、四〇〇円」を「二八一、一〇〇円」に、「一七八、四〇〇円」を「一九三、一〇〇円」に改め、同表の備考三中「場合には、」の下に「次号イに掲げる者については一万二千元、同号ロ又はハに掲げる者については「を、」四十八百円」の下に「（そのうち一人については、七千二百円）」を加える。
（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第四條 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「昭和四十二年及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）第一条若しくは第二条」を「昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）第一条から第二条の二まで」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）
第五條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。
第三百三十一條第一項中「みなす」を「みなし、国の職員等であつた組合員に対する第七條第一項の規定の適用については、その者の国の施行法第七條第一項第六号に規定する期間は、第七條第一項第四号の期間に該当するものとす」に改め、同条第二項第二号中「及び恩給公

務員期間」を「並びに恩給公務員期間及び国の施行法第七條第一項第六号の期間」に改める。
附則
（施行期日等）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三條中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正規定（同法第十五條第二項及び第三項、第三十三條並びに別表の改正規定を除く。）並びに第五條及び附則第八條から第十二條までの規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。

2 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法（次条において「改正後の新法」という。）第百條第三項の規定は昭和四十四年十一月一日から、第三條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十五條第二項及び第三項並びに第三十三條（これらの規定を同法第四十一條第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。）並びに別表の規定並びに附則第七條の規定は同年十月一日から適用する。
（掛金に関する経過措置）
第二條 改正後の新法第百條第三項の規定は、昭和四十四年十一月分以後の掛金について適用し、同年十月分以前の掛金については、なお従前の例による。
（多額所得による退職年金の停止等の経過措置）
第三條 改正後の施行法第十五條第二項及び第三項（同法第四十一條第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十四年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、その退職年金の支給額は、第一條の規定による改正後の昭和四十二年、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律第四條の二又は第五條の二の規定によ

る改定前の退職年金について第三條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正前の施行法」という。）第十五條の規定を適用し又は準用した場合の支給額を下らないものとする。
2 改正後の施行法第三十三條（同法第四十一條第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。）及び別表の規定は、昭和四十四年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。
（傷病年金を受ける権利を有する者に関する経過措置）
第四條 改正後の施行法第二條第一項第七号に規定する更新組合員（同法第四十一條第一項各号に掲げる者及び同法第四十二條第一項に規定する恩給更新組合員を含む。）以下「更新組合員等」という。）が昭和四十四年九月三十日以前に退職した場合において、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号。次項及び附則第六條において「昭和四十四年法律第 号」という。）第五條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）附則第六條及び改正後の施行法の規定を適用するとならば退職年金、減額退職年金又は廃疾年金の額が増加することとなるときは、昭和四十四年十月分からその者のこれらの年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。
2 前項の規定は、昭和四十四年法律第 号第二條の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。次条において「改正後の法律第百五十五号」という。）附則第二十四條の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。
（未帰還更新組合員期間のある者に関する経過措置）
第五條 前條の規定は、更新組合員等が昭和四十四年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合

において、改正後の法律第百五十五号附則第三十條及び改正後の施行法の規定を適用するとならば退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額が増加することとなるときについて準用する。この場合において、前條第一項中「その者」とあるのは、「その者又はその遺族」と読み替えるものとする。
（琉球諸島政府職員期間のある者に関する経過措置）
第六條 更新組合員等が昭和四十四年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十四年法律第 号第三條の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）第十條の二及び昭和四十四年法律第 号附則第十三條第二項並びに改正後の施行法の規定を適用するとならば、退職年金若しくは遺族年金を支給すべきこととなるとき、又は退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十四年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、附則第四條第二項の規定を準用する。

2 前項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は改正後の施行法第二條第一項第二号の二に規定する旧法等、国家公務員共済組合法（以下「新法」という。）若しくは国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「施行法」という。）の規定による退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（新法第八十條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）又はその遺族である場合

（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（新法第八十條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）又はその遺族である場合

には、当該退職年金又は遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額（同条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。（長期在職者の退職年金等の額の最低保障）

第七条 組合員又は更新組合員等が昭和四十四年十月一日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る次の各号に掲げる年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。ただし、これらの年金のうち退職年金又は遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短期間年金に満たない場合は、この限りでない。

一 新法の規定による退職年金又は廃疾年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。） 九万六千円
二 新法の規定による遺族年金（施行法の規定により遺族年金とみなされる年金を含む。） 四万八千円

（増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員等に係る普通恩給の受給権に関する経過措置）
第八条 この法律の施行（附則第一条第一項ただし書の規定による施行をいう。附則第十条第一項において同じ。）の際、現に増加恩給を受ける権利を有する更新組合員等に係る当該増加恩給に併給される普通恩給（その者が附則第一条第一項ただし書に規定する日（以下「一部施行日」という。）前に支払を受けるべきであつた当該普通恩給で同日前にその支払を受けなかつたものを

を除く。）を受ける権利は、一部施行日の前日において消滅するものとする。ただし、当該普通恩給を現に受けている者が一部施行日から六十日以内にその裁定庁に対してこれを受けることを希望する旨の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項に規定する者が同項の申出の期限前に死亡した場合には、同項の申出は、その遺族がすることができぬ。

3 前二項の申出があつた更新組合員等に係る長期給付については、第一項に規定する普通恩給の基礎となつた期間（普通恩給を受ける権利を有する者が再び恩給公務員（改正後の施行法第二条第一項第四号に規定する恩給公務員をいう。以下この項において同じ。）となり、昭和三十四年一月一日（同法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員にあつては、同年十月一日。以下「施行法の施行日」という。）前に再び退職した場合において、普通恩給の改定が行なわれなかつたときにおけるその再び恩給公務員となつた日以後の恩給公務員期間（同法第二条第一項第十三号に規定する恩給公務員期間をいう。）を含む。）は、同法第七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

4 第一項ただし書の規定の適用を受けることができる者のうち同項の申出をしなかつた者につき退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給する場合において、その者が施行法の施行日から一部施行日の前日までの更新組合員等であつた期間に係る分として増加恩給に併給される普通恩給の支給を受けていたときは、当該普通恩給の額の総額に相当する額に達するまで、これらの年金の支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

5 第二項の規定の適用を受けることができる者のうち同項の申出をしなかつた者につき遺族年金を支給する場合において、当該遺族年金に係る更新組合員等が前項の普通恩給の支給を受けていたときは、当該普通恩給の額の総額（同項

の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額）の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。（増加恩給等を受ける権利を放棄した更新組合員等に関する経過措置）

第九条 更新組合員等のうち一部施行日前に改正前の施行法の規定により増加恩給等（施行法第二条第一項第九号に規定する増加恩給等をいう。以下同じ。）を受けることを希望しない旨の申出（当該申出とみなされる申出を含む。以下同じ。）をした者で当該申出がなかつたとしたならば増加恩給等を受ける権利を有することとなるものは、同日において増加恩給を受ける権利を取得するものとする。

2 前項の規定に該当する者には、施行法の施行日から一部施行日の前日までの間につき改正前の施行法の規定により増加恩給等を受けることを希望しない旨の申出をしなかつたとしたならば受けるべきこととなる増加恩給の額に相当する金額を、当該増加恩給等に係る裁定庁が一時に支給する。

（増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員等であつた者に関する経過措置）
第十条 この法律の施行の際、現に増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員等であつた者に係るこの法律の施行前に給付事由が生じた長期給付については、なお従前の例による。ただし、その者が一部施行日から六十日以内に当該増加恩給に併給される普通恩給を受けないことを希望する旨の申出をその裁定庁にしたときは、この限りでない。

2 附則第八条第二項の規定は、前項の申出について準用する。
3 第一項の申出があつたときは、当該申出に係る更新組合員等であつた者の普通恩給を受ける権利は、一部施行日の前日において消滅するものとする。

4 第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る更新組合員等であつた者につき、改正後の施行法（増加恩給を受ける権利を有する者に係る部分に限る。）及び新法の規定を適用するとしたならば、退職年金を支給すべきこととなるとき、又は退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金の額が増加することとなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十五年四月分から、その者に退職年金を新たに支給し、又は同月分からその者の退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

5 前項の規定により改定される年金の額が、一部施行日の前日において同項に規定する者が現に受ける権利を有する退職年金、減額退職年金又は廃疾年金（増加恩給等を受ける権利を有しないものとした場合に受けることとなる廃疾年金に限る。）の額に同日において現に受ける権利を有する増加恩給に併給される普通恩給の額を加えた額より少ないときは、その額をこれらの年金の額とする。

6 第四項の規定により新たに退職年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は改正後の施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、新法若しくは施行法の規定による退職一時金若しくは廃疾一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（新法第八十条第一項ただし書の規定を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金の額は、第四項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額（同条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還

された場合は、この限りでない。

7 附則第八條第四項又は第五項の規定は、第一項の申出をした者のうち施行法の施行日から一部施行日の前日までの更新組合員等であつた期間に係る分として増加恩給に併給される普通恩給の支給を受けていた者又はその遺族に退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。
(増加恩給等を受ける権利を放棄した更新組合員等であつた者に関する経過措置)

11 更新組合員等であつた者のうち改正前の施行法の規定により増加恩給等を受けることを希望しない旨の申出をしたことにより廃疾年金を受ける権利を有した者については、当該廃疾年金を受ける権利は、一部施行日の前日において消滅するものとし、その者に改正後の施行法又は新法の規定による退職年金を支給する。

2 附則第九條の規定は、前項の規定に該当する者について準用する。

3 第一項の規定に該当する者の一部施行日前に受けた廃疾年金の総額が退職の時にあって同項の退職年金を受ける権利を有する者であつたものとした場合に支給されるべきであつた退職年金の額の総額より多いときは、その者は、その差額に相当する金額を、一部施行日から九十日以内に一時に組合に納入しなければならない。

4 第一項の規定に該当する者のうち施行法の施行日から一部施行日の前日までの更新組合員等であつた期間に係る分として増加恩給に併給される普通恩給の支給を受けていた者又はその遺族に対する退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金からの控除については、附則第八條第四項又は第五項の規定の例に準じ政令で定める。

(外国政府等に勤務していた期間の組合員期間への算入に伴う経過措置)

12 更新組合員等が一部施行日前に退職し、又は死亡した場合において、新法第三十八條に規定する組合員期間の計算につき改正後の

施行法第七條第一項第六号(同法第四十一條第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用するものとする。昭和四十二年及び昭和四十三年の退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額が増加することとなるときは、昭和四十五年四月分からその者又はその遺族のこれらの年金の額を、改正後の施行法及び新法の規定を適用して算定した額に改定する。
(増加恩給等に係る長期給付に関する措置等についての政令への委任)

13 附則第二條から前条までに定めるもののほか、更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの遺族に対する増加恩給等に係る長期給付に関する措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置に必要事項は、政令で定める。

理由

昭和四十三年に実施した旧令による共済組合等の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずることとするほか、掛金及び給付の算定の基礎となつてゐる俸給の最高限度額の引上げ、増加恩給等の受給権の基礎となつた期間及び外国政府等の雇用人期間の組合員期間への通算等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案
昭和四十二年及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十二年及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六号)の一部を次のように改正す

る。

題名中「及び昭和四十三年度」を、「昭和四十三年度及び昭和四十四年度」に改める。
第一条第四項中「同年十月分以後」を「同年十月分から昭和四十四年九月分まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一条の二 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十四年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の二の仮定俸給(同条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額)を改定したものは、同条第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の三の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十四年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金については、当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受け最短期間を満たさない場合は、この限りでない。

1 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 九万六千円
2 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 四万八千円

3 前条第六項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

4 第一項又は第二項の規定により年金額を改定された年金のうち、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金(旧法の規定による遺族年金に相当する年金が妻、子又は孫が受けるものを除く)で六十五歳未満の者が受けるものについては、昭和四十四年十二月分(これらの年金を受ける者が同年十一月三十日まで)

六十五歳に達した場合には、その達した日の属する月分)までは、改定年金額と従前の年金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。この場合においては、前条第四項後段の規定を準用する。

第二条第一項中「以下この条において」を、「以下」に改め、同条第二項中「前条第六項」を「第一条第六項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「第一条第三項」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「第一条第四項」に改め、同条第五項中「以下この項において」を「以下」に改め、同条第六項中「前条第二項」を「第一条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十四年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の二の仮定俸給(同条第四項の規定により読み替へられた同条第三項各号に掲げる金額をもつて改定した年金額)と同年分及び同条第六項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額とを併せて、前条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の三の仮定俸給を俸給とみなし、同条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の三」と読み替へるものとする。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十四年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

1 障害年金 別表第四の三に定める障害の等級に該当する年金額(障害の等級が一般又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額)
2 殉職年金 十三万五千円
3 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の六に相当する金額

3 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族(戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条第二項に規定する扶養親族(夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母にあつては、同項各号の条件に該当するものに限る。)をいう。以下同じ。)があるときは、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については一万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち一人については、七千二百円)を加えた額を同号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。

4 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、第二項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。

- 一 扶養遺族が一人である場合 七千円
- 二 扶養遺族が二人以上である場合 一万一千円

5 第一条第六項の規定は、第一項及び第二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第三条第一項中「以下の項及び次項において」及び「次項及び第三項において」を「以下」に改め、同条第三項中「切り捨てた期間」を「切り捨てた期間。以下同じ。」に改め、同条第五項中「及び昭和四十三年度」を、「昭和四十三年度及び昭和四十四年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和四十四年九月三十日以前の退職に係る法による年金の額の改定)
 第三条の二 昭和四十四年九月三十日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、前条第二

項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつてゐる俸給年額(同条第六項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については前条第二項の規定により、昭和四十三年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定に準じて、それぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額)を十二で除して得た額で別表第一の三の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給額の十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

3 第一項の規定により年金額を改定された年金のうち、退職年金又は六十五歳未満の者(妻、子又は孫を除く。)が受ける遺族年金については、昭和四十四年十二月分(これらの年金を受取る者が同年十一月三十日までに六十五歳に達した場合には、その達した日の属する月分)までは、改定年金額のうちその計算の基礎となつた法附則第五条第一項各号に掲げる期間に対応する部分の金額と従前の年金額のうちその計算の基礎となつた同項各号に掲げる期間に対応する部分の金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

第五条第一項中「及び第二条」を「から第二条の二まで」に改め、同条第二項中「第三条」の下に「及び第三条の二」を加える。

別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三

別表第一の二の仮定俸給		仮定俸給
一〇、三三〇円		一一、四五〇円
一〇、六〇〇		一一、七九〇
一〇、八五〇		一二、〇九〇
一一、二〇〇		一二、五二〇
一一、四一〇		一二、七七〇
一一、八一〇		一三、二五〇
一二、三八〇		一四、九四〇
一二、九八〇		一五、六七〇
一三、五七〇		一六、三八〇
一四、一八〇		一七、一一〇
一四、七七〇		一七、八三〇
一五、三七〇		一八、五五〇
一五、七六〇		一九、〇二〇
一六、一四〇		一九、四八〇
一六、五八〇		二〇、〇一〇
一七、二一〇		二〇、七七〇
一七、七四〇		二一、四一〇
一八、二五〇		二二、〇三〇
一八、八六〇		二二、七六〇
一九、四八〇		二三、五一〇
二〇、一五〇		二四、三二〇
二〇、八三〇		二五、一三〇
二一、六八〇		二六、一六〇
二二、二〇〇		二六、七九〇
二二、九〇〇		二七、六三〇
二三、五七〇		二八、四四〇

二四、九二〇	三〇、〇七〇
二五、二七〇	三〇、四九〇
二六、二九〇	三二、七三〇
二七、六六〇	三三、三八〇
二九、一七〇	三五、二〇〇
二九、九四〇	三六、一三〇
三〇、六七〇	三七、〇一〇
三一、七三〇	三八、二九〇
三二、三四〇	三九、〇三〇
三四、一四〇	四一、一九〇
三五、〇三〇	四二、二七〇
三五、九五〇	四三、三八〇
三七、七五〇	四五、五五〇
三九、五六〇	四七、七三〇
四〇、〇三〇	四八、三〇〇
四一、五二〇	五〇、一〇〇
四三、六四〇	五二、六六〇
四五、七四〇	五五、一九〇
四七、〇四〇	五六、七六〇
四八、三一〇	五八、二九〇
五〇、八七〇	六一、三八〇
五三、四四〇	六四、四八〇
五三、九五〇	六五、一〇〇
五五、九九〇	六七、五六〇
五八、五六〇	七〇、六六〇
六一、一三〇	七三、七七〇
六三、六八〇	七六、八四〇
六五、二九〇	七八、七八〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の二の仮定俸給の額が一〇、三二〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一二〇分の一四四・八を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の二の次に次の一表を加える。
別表第三の三

一〇八、六二〇	一三一、〇七〇
一〇六、七八〇	一二八、八五〇
一〇五、〇〇〇	一二六、七〇〇
一〇一、三九〇	一二三、三四〇
九七、七八〇	一一七、九九〇
九六、〇〇〇	一一五、八四〇
九四、一五〇	一一三、六一〇
九二、三九〇	一一一、四八〇
九〇、五三〇	一〇九、二四〇
八六、九二〇	一〇四、八八〇
八三、六〇〇	一〇〇、八八〇
八一、八〇〇	九八、七一〇
八〇、二八〇	九六、八八〇
七六、九七〇	九二、八八〇
七五、三四〇	九〇、九一〇
七三、六六〇	八八、八八〇
七〇、三二〇	八四、八五〇
六七、〇一〇	八〇、八六〇

別表第一の三の下欄に掲げる仮定俸給

七六、八四〇円以上のもの
七〇、六六〇円をこえ七六、八四〇円未満のもの

率

二一・六割
二二・三割

六七、五六〇円をこえ七〇、六六〇円以下のもの	二三・〇割
六五、一〇〇円をこえ六七、五六〇円以下のもの	二三・二割
四五、五五〇円をこえ六五、一〇〇円以下のもの	二三・四割
四三、三八〇円をこえ四五、五五〇円以下のもの	二三・九割
三九、〇三〇円をこえ四三、三八〇円以下のもの	二四・五割
三一、七三〇円をこえ三九、〇三〇円以下のもの	二五・二割
三〇、四九〇円をこえ三一、七三〇円以下のもの	二五・七割
二八、四四〇円をこえ三〇、四九〇円以下のもの	二六・一割
二七、六三〇円をこえ二八、四四〇円以下のもの	二七・二割
二六、七九〇円をこえ二七、六三〇円以下のもの	二七・五割
二三、五一〇円をこえ二六、七九〇円以下のもの	二七・九割
二〇、七七〇円をこえ二三、五一〇円以下のもの	二八・三割
二〇、〇一〇円をこえ二〇、七七〇円以下のもの	二九・〇割
一九、四八〇円をこえ二〇、〇一〇円以下のもの	二九・九割
一九、〇二〇円をこえ一九、四八〇円以下のもの	三〇・六割
一八、五五〇円をこえ一九、〇二〇円以下のもの	三〇・九割
一七、八三〇円をこえ一八、五五〇円以下のもの	三一・三割
一七、一一〇円をこえ一七、八三〇円以下のもの	三一・三割
一七、一一〇円以下のもの	三二・九割

別表第四の二の次に次の一表を加える。
別表第四の三

障 害 の 等 級	年 金 額
一 級	四三六、〇〇〇円
二 級	三五三、〇〇〇円
三 級	二八三、〇〇〇円
四 級	二二四、〇〇〇円
五 級	一六六、〇〇〇円

六 級

一二六、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二二四、〇〇〇円」と、「二二二、〇〇〇円」とあるのは「二四八、五〇〇円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条、附則第四条及び附則第八条から附則第十一条までの規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する規定を除く。)による改正後の昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「附則第六条第一項」を「附則第六条第一項及び第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

7 更新組合員に対する退職年金の年額は、前条第一項第一号の期間に該当する期間のうち、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号)第十条の二第一項の規定により同号の期間に該当することとなる期間中に普通恩給が支給されていた場合においては、第一項又は附則第十四条第一項若しくは第二項の規定により退職年金の年額として算定し

た金額から、その支給された普通恩給の額の十五分の一に相当する金額を減じた金額とする。

附則第十四条第二項中「七十歳以上の者」の下に「又は恩給に関する法令の規定による傷病年金を受けている者」を加え、同条第三項中「附則第十四条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項ただし書中「増加恩給等、恩給に関する法令の規定による傷病年金若しくは傷病賜金又は恩給法第七十五条第一項第二号の規定による扶助料(増加恩給等を受ける権利を有しない者が死亡した場合において、その者の遺族が受けるものに限る。以下「公務扶助料」という。)」を「増加恩給又は恩給に関する法令の規定による傷病年金若しくは傷病賜金」に改める。

附則第五条第一項第一号ニ及びホを次のように改める。

ニ 削除
ホ 削除

附則第五条第一項に次の一号を加える。

五 法律第五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府又は同法附則第四十三条に規定する法人の職員(臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。附則第十一条第一項第七号及び第八号におい

て同じ」として昭和二十年八月八日に在職していた者(当該職員となる前の在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している者を除く)でその後引き続き職員となり、施行日の前日まで引き続き職員であつたものの当該外国政府又は法人の職員として在職期間で昭和二十年八月八日まで引き続き在職しているものうち、恩給公務員期間及び前三号の期間を除いた期間

附則第五條第三項中「第四号及び」の下に「第五号並びに」を加える。

附則第六條第一項第三号中「及び前条第一項第四号」を「並びに前条第一項第四号及び第五号」に改め、同条第六項中「附則第十四條第五項」を「附則第十四條第四項」に改め、同条第七項中「又は附則第十四條第一項若しくは第二項」を「附則第十四條第一項又は附則第十四條の第二項」に改める。

附則第十條中「で施行日の前日に恩給公務員でなかつたもの」を「前条の規定の適用を受ける者を除く」に改め、「及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給」を削る。

附則第十一條第一項第七号中「臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。以下次号において同じ。」を削り、「恩給公務員期間」の下に「及び附則第五條第一項第五号の期間」を加える。

附則第十三條第二項中「又は第十一條」を「から第十一條まで」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 組員期間十年未満の更新組員又は組合員期間二十年未満の更新組員であつた者(前二項の規定の適用を受ける者を除く)が死亡した場合において、附則第四條第三項本文の規定を適用しないとしたならば、その者の遺族が恩給法第七十五條第一項第二号の規定による扶助料を受ける権利を有することとなるときは、第五十八條第一項及び第五十九條第一項の規定にかかわらず、当該遺族に遺

族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。附則第十四條第二項を削り、同条第三項中「有する者」の下に「(次条第一項の規定によりその年額が定められた者を除く)」を加え、「又は第二項を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、同項を同条第四項とし、同条の次に次の二条を加える。

(退職年金の特例)
第十四條の二 附則第六條第一項又は前条第一項の規定により算定した退職年金の年額が施行日の前日においてその更新組員が受ける権利を有していた普通恩給の年額(同項に規定する者が七十歳以上の者又は恩給に關する法令の規定による傷病年金を受けている者である場合(その者が普通恩給である軍人恩給を受ける権利を有する場合を除く))にあつては、附則第四條第三項本文の規定を適用しないものとして昭和四十一年法律第二百一十一號附則第六條の規定により算定した金額)に施行日以後の組員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する額を加えた額より少ないときは、その金額を退職年金の年額とする。

2 前項に規定する普通恩給には、附則第四條第二項の規定により更新組員が施行日の前日において恩給法に規定する退職をしたものとみなされることにより受ける権利を有することとなる普通恩給を含むものとする。

3 恩給の年額が改定された場合における第一項に規定する普通恩給の年額は、当該普通恩給につき、当該改定に關する法令の規定の例により改定した額とする。

4 第一項の規定によりその年額が定められた退職年金を受ける権利を有する者に対する第五十三條第二項の規定の適用については、同項中「第五十條第二項」とあるのは、「附則第十四條の二第一項」と読み替へるものとする。

(増加恩給の受給権者等に係る遺族年金の年額の特例)
第十四條の三 次の各号の一に該当する場合における遺族年金の年額は、第五十八條第二項、附則第六條第五項及び附則第十四條第四項の規定にかかわらず、これらの規定による額及び扶助料(恩給法第七十五條第一項第二号又は第三号の規定による扶助料をいう。以下この条において同じ)の額の算定方法を參照して政令で定める額とする。

一 更新組員又は更新組員であつた者で増加恩給を受ける権利を有するものが死亡したとき。

二 更新組員又は更新組員であつた者が死亡した場合において、附則第四條第三項本文の規定を適用しないとしたならば、その者の遺族が扶助料を受ける権利を有することとなるとき。

附則第十五條を次のように改める。
(増加恩給を受けなくなつた者に関する特例)
第十五條 増加恩給を受ける権利を有する更新組員又は更新組員であつた者が増加恩給を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組員又は更新組員であつた者は、長期給付に關する規定の適用については、施行日の前日においてすでに増加恩給及びこれと併せられる普通恩給(施行日前の在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達していた者に係る普通恩給を除く)を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。

2 前項の規定の適用により同項に規定する更新組員であつた者がその時までには支給を受けていた退職年金又は減額退職年金の支給を受けるべきでないこととなる場合においては、これらは返還することを要しないものとす。また、同項の規定の適用によりその者が支給を受けるべきこととなる退職年金、減額退職年金若しくは廢疾一時金、通算退職年金給すべきもの又は退職一時金、通算退職年金

若しくは返還一時金及び廢疾一時金並びにその者の遺族が受けるべきこととなる死亡一時金は支給しないものとする。ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を受けていた更新組員であつた者が同項の規定の適用により退職一時金又は廢疾一時金の支給を受けるべきこととなる場合において、その者がその時までには支給を受けていた退職年金又は減額退職年金の総額が当該退職一時金に係る退職一時金基礎額及び廢疾一時金の額の合算額に満たないときは、その差額を支給するものとする。

附則第十六條の見出しを「増加恩給の受給者となる者に関する特例」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。
更新組員又は更新組員であつた者が増加恩給を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組員又は更新組員であつた者は、長期給付に關する規定の適用については、施行日の前日においてすでに増加恩給等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。

2 前項の規定の適用により同項に規定する更新組員であつた者がその時までには支給を受けていた退職年金、減額退職年金若しくは廢疾年金又は退職一時金若しくは廢疾一時金の支給を受けるべきでないこととなる場合においては、これらは返還することを要しないものとし、また、同項の規定の適用によりその者が支給を受けるべきこととなる退職年金又は減額退職年金でその時までには支給すべきものは、支給しないものとする。

附則第十六條第三項中の「支給」を「又は廢疾一時金の支給」に、「(第五十四條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む)」が第一項の規定を第一項の規定の適用に改め、「当該退職一時金」の下に「及び廢疾一時金」を加える。
附則第十七條の二中、「第十三條、第十四條及び前条」を「及び第十三條から前条まで」に改

める。

附則第二十四条第六項中「増加恩給等又は」を削り、「公務廃疾年金を受ける」を「国家公務員共済組合法第八十一条第一号の規定による廃疾年金(以下「公務廃疾年金」という。)を受ける」に改め、同条第七項中「公務扶助料又は公務遺族年金を」を「国家公務員共済組合法第八十一条第一号の規定による遺族年金(以下「公務遺族年金」という。))」に改め、同条第十項中「若しくは第十六条第二項ただし書を(附則第二十六條の二第三項において準用する場合を含む。若しくは附則第二十六條の三第二項ただし書)に改める。

附則第二十六條第一項中「第四号及び」の下に「第五号並びに」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(公務廃疾年金受給者となる転出組合員等であつた者に関する特例)

第二十六條の二 転出組合員、復帰組合員又は転入組合員(以下「転出組合員等」という。)であつた者が退職した後に公務廃疾年金を受け、その権利を有する者となつたときは、当該転出組合員等であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職の時においてすでに公務廃疾年金を受ける権利を有する者であつたものとみなす。

2 転出組合員等であつた者が退職した後に死亡した場合において、その者の遺族が公務遺族年金を受ける権利を有する者となつたときは、当該転出組合員等であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、前項に規定する者となつたものとみなす。

3 附則第十五条第二項の規定は、前二項に規定する転出組合員等であつた者がその時まで支給を受けていた長期給付とこれらの規定の適用により支給を受けるべきこととなる長期給付との調整について準用する。
(公務廃疾年金を受けなくなつた転出組合員等であつた者に関する特例)

第二十六條の三 公務廃疾年金を受ける権利を有する転出組合員等であつた者が退職した後

に公務廃疾年金を受ける権利を有しない者となつたときは、当該転出組合員等であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職の時においてすでに公務廃疾年金を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。

2 附則第十六条第二項の規定は、前項に規定する転出組合員等であつた者がその時まで支給を受けていた長期給付と同項の規定の適用により支給を受けるべきこととなる長期給付との調整について準用する。ただし、同項の規定の適用により支給を受けるべきこととなる退職一時金に係る退職一時金基礎額がその者が支給を受けた退職一時金に係る退職一時金基礎額をこえるときは、その差額を支給するものとする。

3 附則第十六条第三項の規定は、第一項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を支給すべきこととなる場合について準用する。
附則第二十九條中「又は第十八條」を「若しくは第十八條に改め、「含む。」の下に「又は第二十六條の二若しくは第二十六條の三の規定」を加える。

(公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。
附則第十一条を削る。

第五條 公共企業体職員等共済組合法(以下「法」という。)の規定による退職年金又は減額退職年金の年額について、附則第二条の規定による改正後の法附則第十四条第二項の規定を適用した場合において、当該年金の年額が増加することとなるときは、昭和四十四年十月分以後、当該

年金の年額をその額に改定する。

(恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う未帰還公務員期間のある者に関する経過措置)
第六條 法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金の計算の基礎となつてゐる法附則第五条第一項第一号の期間について、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七号。以下「昭和四十四年法律第七号」という。))第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「昭和二十八年法律第百五十五号」という。))附則第三十条第七項の規定を適用した場合において、同号の期間に算入すべき期間が生ずることにより当該年金の年額が増加することとなるときは、昭和四十四年十月分以後、当該年金の年額をその額に改定する。

第七條 法の規定による退職年金又は遺族年金の年額の計算の基礎となるべき法附則第五条第一項第一号の期間について、昭和四十四年法律第一号第三号の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号。以下「改正後の昭和二十八年法律第百五十六号」という。))第十条の二第一項の規定を適用した場合において、同号の期間に算入すべき期間が生ずることとなるときは、昭和四十四年十月分から、法の規定によりこれらの年金を支給すべきこととなるときは、昭和四十四年十月分から、法の規定によりこれらの年金を支給する。

2 前項の規定は、昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十四條の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 法附則第十六条第三項の規定は、第一項に規定する退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合について準用する。

4 法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金の年額の計算の基礎となつてゐる法附

則第五条第一項第一号の期間について、改正後の昭和二十八年法律第百五十六号第十條の二第一項の規定を適用した場合において、同号の期間に算入すべき期間が生ずることにより当該年金の年額が増加することとなるときは、昭和四十四年十月分以後、当該年金の年額をその額に改定する。

5 法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金の年額の計算の基礎となつてゐる法附則第五条第一項第一号の期間のうち、改正後の昭和二十八年法律第百五十六号第十條の二第一項の規定の適用により同号の期間に算入される期間中に普通恩給が支給されていた場合においては、当該年金の年額は、その支給された普通恩給の額の十五分の一に相当する金額を減じた金額とする。

(増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員等に係る普通恩給の受給権に関する経過措置)
第八條 この法律(附則第一条第一項ただし書に規定する規定に限る。附則第十條第一項において同じ。)の施行の際、現に増加恩給を受ける権利を有する法附則第四条第二項に規定する更新組合員(法附則第二十六條第一項に規定する転入組合員及び当該更新組合員又は転入組合員であつた者が再びもとの共済組合の組合員となつたものを含む。以上「更新組合員等」という。))に係る当該増加恩給に併給される普通恩給を受ける権利は、附則第一条第一項ただし書に規定する日(以下「一部施行日」という。))の前日において消滅するものとする。ただし、一部施行日前に支払を受けるべきであつた当該普通恩給で同日前に支払を受けなかつたものを受ける権利及び当該普通恩給を現に受けている者が一部施行日から六十日以内にその裁定庁に対してこれを受けることを希望する旨の申出をした場合における当該普通恩給を受ける権利については、なお従前の例による。

2 前項ただし書に規定する者が同項ただし書の申出の期限前に死亡した場合には、その

申出の期限前に死亡した場合には、その

者の遺族は、当該期限前に当該普通恩給に係る扶助料を受けることを希望する旨の申出をその裁定庁に対してすることができる。この場合において、当該扶助料及び当該普通恩給でその時まで支払を受けなかつたものを受ける権利については、なお従前の例による。

3 第一項ただし書又は前項の申出があつた更新組合員等又は更新組合員等の遺族に係る長期給付（法第四十八条に規定する長期給付をいう。以下同じ）については、第一項の普通恩給を受ける権利の基礎となつてゐる期間は、法附則第五条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

4 第一項ただし書の申出をしなかつた更新組合員等につき退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給する場合において、その者が法附則第二条に規定する施行日から一部施行日の前日までの更新組合員等であつた期間に係る増加恩給に併給される普通恩給の支給を受けていたときは、当該普通恩給の総額に相当する額に達するまで、これらの年金の支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

5 第一項ただし書の申出をしなかつた更新組合員等（その遺族が第二項の申出をした者を除く。）に係る遺族年金を支給する場合において、当該遺族年金に係る更新組合員等が前項の普通恩給の支給を受けていたときは、当該普通恩給の額の総額（同項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額）の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

（増加恩給を受ける権利を放棄した更新組合員等又は更新組合員等であつた者に關する経過措置）
第九条 更新組合員等又は更新組合員等であつた者が附則第四条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（次

項において「改正前の昭和三十三年法律第九十号」という。）附則第十一条の規定によりした増加恩給を受けることを希望しない旨の申出は、増加恩給を受ける権利については、これをしなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者には、改正前の昭和三十三年法律第九十号の施行の日から一部施行日の前日までの間につき同法附則第十一条第一項の規定により増加恩給を受けることを希望しない旨の申出をしなかつたとしたならば受けることとなる増加恩給の額に相当する金額を、当該増加恩給に係る裁定庁が一時に支給する。

（増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員等であつた者に關する経過措置）
第十条 この法律の施行の際、現に増加恩給を受ける権利を有する更新組合員等であつた者に係る長期給付でこの法律の施行前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。ただし、その者が一部施行日から六十日以内にその裁定庁に対して当該増加恩給に併給される普通恩給を受けたいことを希望する旨の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する者が同項ただし書の申出の期限前に死亡した場合においては、同項ただし書の申出は、その者の遺族がすることができる。

3 第一項ただし書の申出があつたときは、当該申出に係る更新組合員等であつた者の普通恩給を受ける権利は、一部施行日の前日において消滅するものとする。
4 第一項ただし書の申出に係る更新組合員等であつた者について、附則第三条の規定による改正後の法（増加恩給を受ける権利を有する者に係る部分に限る。）の規定を適用した場合において、新たに退職年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により昭和四十五年四月分からは減額退職年金の年額が増加することとなる

きは、同月分以後当該退職年金又は減額退職年金の年額をその額に改定する。
5 法附則第十六条第三項の規定は、新たに前項に規定する退職年金を支給すべきこととなる場合について準用する。

6 第四項の規定により改定される年金の年額が、一部施行日の前日において同項に規定する者が現に受ける権利を有する退職年金又は減額退職年金の年額に同日において現に受ける権利を有する増加恩給に併給される普通恩給の年額を加えた額より少ないときは、その額をこれらの年金の年額とする。

7 附則第八条第四項及び第五項の規定は、第一項ただし書の申出に係る更新組合員であつた者又はその者の遺族に退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。
（外国政府等の職員としての在職期間の組合員期間への算入に關する経過措置）
第十一条 法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金の年額の計算の基礎となつてゐる法第十五条に規定する組合員期間について、附則第三条の規定による改正後の法附則第五条第一項第五号の規定を適用した場合において、当該年金の年額が増加することとなるときは、昭和四十五年四月分以後、当該年金の年額をその額に改定する。

（増加恩給等に係る長期給付に關する措置等についての政令への委任）
第十二条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族に対する増加恩給等に係る長期給付に關する措置その他この法律の施行に伴う長期給付に關する措置に關して必要な事項は、政令で定める。
（費用の負担）
第十三条 附則第五条から附則第八条まで及び前三条の規定により生ずる法第三条第一項に規定する共済組合の追加費用は、法第二条第一項の

公共企業体が負担する。

理由
公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するとともに、増加恩給受給権者の恩給公務員期間及び外国政府等の職員であつた期間で組合員期間に算入されていなかつたものを組合員期間に算入する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。上村大蔵政務次官。
○上村政府委員 ただいま議題となりました昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、昭和三十三年改正前の旧国家公務員共済組合法及び現行の国家公務員共済組合法の規定により現に支給されている退職年金等につきまして、このたび別途本国会に提案されております恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げること等所要の措置を講ずるとともに、国家公務員共済組合法に基づく掛け金及び給付の算定の基礎となつてゐる俸給の最高限度額を引き上げることとするほか、増加恩給等受給権者及び外国政府等の期間を有する者の取り扱いを改めようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。
第一は、年金額の引き上げであります。旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきましては、昭和四十三年度におきまして、年金額改定

第一類第五号 大蔵委員会議録第一号 昭和四十四年十二月一日

の基礎となる俸給の増額率を原則として二〇％に改めることにより、年金額を増額したところであり、この増額率を四四・八％に改め、昭和四十四年十月分以後、年金額を増額することとしたして

第二は、長期勤続をした退職年金受給者等の最低保障額の引き上げであります。

共済年金の基礎となる実在職した組合員期間の年数が退職年金についての最短所要年数以上である退職年金受給者及び遺族年金受給者並びに廃疾年金受給者に対する最低保障額を、退職年金及び廃疾年金については六万円を九万六千円に、遺族年金については三万円を四万八千円に、それぞれ引き上げることとしたしてあります。

第三は、国家公務員共済組合法に基づく掛け金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引き上げであります。

現在、掛け金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額は十一万円とされておりますが、これは昭和三十四年十月以降約十年間にわたり据え置かれてきたものでありまして、その間における公務員給与の推移等諸般の事情を勘案し、これを十五万円に引き上げることとしたしてあります。

第四は、増加恩給等受給権者の取り扱いについてであります。

現在、増加恩給等を受ける権利を有する者の恩給公務員期間は組合員期間に算入しないこととされておりますが、恩給制度における期待権を尊重し、増加恩給に併給される普通恩給を受ける権利のみを消滅させ、増加恩給は組合員である間においても支給を受けることができることとするともに、当該恩給公務員期間を組合員期間に通算して退職年金等を支給すること等所要の措置を講ずることとしたしてあります。

第五は、外国政府等の期間を有する者の取り扱いについてであります。

現在、外国政府または外国特殊法人の雇用人相当の者として勤務した期間は、年金受給資格のみ

を発生させるための期間として取り扱い、年金額の計算の基礎となる期間とはしておりませんが、外国政府または外国特殊法人の官吏相当の者との均衡をはかるため、これらの外国政府または外国特殊法人の雇用人相当の者として勤務した者で、引き続き職員として在職した者の当該雇用人としての在職期間を年金額の算定の基礎となる組合員期間に算入することとしたしてあります。

このほか、増加恩給の額が引き上げられること等に伴いまして、公務による廃疾年金及び公務にかかる遺族年金の最低保障額を引き上げることとするなど、恩給制度の改正に伴う所要の措置を講ずることとしたしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 次に、村山運輸政務次官、○村山(達)政府委員 ただいま議題となりました昭和四十二年度及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給しております旧国家公務員共済組合法及び現行の公共企業体職員等共済組合法に基づく既裁定年金の額につきまして、恩給の額の改定措置に準じまして、所要の改正措置等を行なうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、公共企業体の共済組合が支給しております既裁定年金の額につきまして、昭和四十四年十月分以後、昭和四十三年度の年金額に対して約二一％年金額を増額いたしますとともに、旧法年金の最低保障額を昭和四十三年度に対して六〇％引き上げることとしたしてあります。

次に、今回の恩給法等の改正案におきまして、傷病年金を併給されている普通恩給受給者の普通恩給額の是正、未帰還公務員の在職年及び本土の公務員であった者等の琉球諸島民政府職員期間通算についての制限撤廃等の改正措置がとられることとなっており、ことに伴う既裁定年金額の増額等を行ないますとともに、増加恩給に併給される普通恩給及び公務扶助料にかかる恩給公務員期間及び外国政府等の職員であった期間のうち組合員期間に算入されていなかった期間を組合員期間に算入する等所要の改正措置を講ずることとしたものであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○田中委員長 これより質疑に入るのであります。別に質疑の申し出もありませんので、両案の質疑はこれにて終了いたしました。

○田中委員長 これより両案を一括して討論に入るのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、昭和四十二年度及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○田中委員長 ただいま議決いたしました両法律案に対しまして、自由民主党、日本社会党、民社党、公明党を代表し、広瀬秀吉君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 ただいま議題となりました共済関係両法律案に対しまして附帯決議を提出いたしたいと存じます。

この附帯決議は、自由民主党、日本社会党、民社党、公明党を代表して提案の説明をいたしたいと存じます。

附帯決議の案文は、お手元に配付いたしてありますので、朗読を省略させていただきます。ごく骨子だけ申し上げたいと思っております。

まず第一点は、公的年金のスライド制についての要望の問題でございます。

第二の点は、公的年金の最低保障額をさらに引き上げよという問題であります。

第三の点は、外国政府等の職員期間の通算についての問題点でございます。

第四の点は、共済組合の給付に要する国の費用負担の問題でございます。

第五の点は、組合員が退職後一定期間内に発病の場合の医療給付を前向きに改正されたいという問題であります。

最後の問題は、戦時中の毒ガス障害者、すなわち広島県大久野島の被害者の救済措置についての問題点でございます。

このそれぞれの項目につきましては、前国会におきまして詳細に御説明申し上げてありますので、その説明は省略をさせていただきますと思っております。次第でございます。

以上の附帯決議に對しまして、どうか政府におかれましても、この附帯決議の趣旨に沿つて、できるだけ早い機会にこの附帯決議の趣旨が実現いたしますように善処されんことを強く求めまして、附帯決議の提案説明を終わらしていただきます。

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

一、公的年金のスライド制についての整調規定の運用については、公的年金制度整調連絡会議の結論等を勘案し、すみやかに具体的対策を進めること。

二、公的年金の最低保障額については、今回の改正により引き上げられたところであるが、なおこれが適正な均衡と引上げについて検討すること。

三、外国政府等職員期間の通算が更新組合員に限られているが、終戦当時捕虜として外地に抑留留用され、新法施行後に公務員、公企業職員に就職した者についても通算できるよう早急に調査のうえ善処すること。

四、制度改正等に伴う共済組合の給付に要する費用の負担については、その適正を期するよう検討すること。

五、組合員が退職後一定期間内に発病した場合において、他の医療保険制度との関連を考慮しつつ、医療給付が行なえるよう具体的措置を講ずるよう努めること。

六、広島県大久野島毒ガス障害者の救済措置について万全を期すること。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

おはかりいたします。本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議ないと認めます。よつて、さよう決しました。

本附帯決議に對し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。上村大蔵政務次官。

○上村政府委員 ただいま御決議のありました事項につきましましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて、十分検討いたしたいと存じます。

○田中委員長 村山運輸政務次官。

○村山(達)政府委員 ただいま御決議のありました事項につきましましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて十分検討させていただきます。

○田中委員長 ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

昭和四十四年十二月五日印刷

昭和四十四年十二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局